

カナダ 環境保護法（CEPA）改正の概要 その 4

2023 年 6 月に成立したカナダの環境保護法（CEPA）の改正法に関して、今回は化学物質名称の公開についてご紹介します。

改正 CEPA に新たに設けられた 317 条 2 項では、秘密保持の申請がなされた日から 10 年経過後に、カナダ政府が化学物質の具体的な名称を公開する権限について明記されました。政府は、公開を提案する通知を官報に公示し、60 日間のコメント期間を設ける必要があります。秘密保持の継続を希望する場合は、この期間に秘密保護の必要性を主張する masked name 申請を提出することができます。

198 物質の具体的な名称公開を提案

2024 年 8 月 10 日、国内物質リスト（DSL）に総称名（masked name）で収載されている 198 物質の具体的な名称の公開案が公示されました（物質のリストは、以下「参考」に記載のリンク先からご確認ください）。これらの物質は 2004 年またはそれ以前から DSL に収載されている物質で、上記で説明しました秘密保持の申請から 10 年が経過した物質です。この物質名称の公開案についてコメント等がある場合は、公示後 60 日以内にコメントの提出が必要になります。また、物質名称の秘密保持を継続希望の場合は、公示後 60 日以内に masked name 申請をしなければ、物質名称は公開されることとなりますのでご注意ください。

これらを考慮したうえで、最終的な公開結果はカナダ官報第 2 部に掲載されます。

参考：

Government of Canada | Canada Gazette, Part I, Volume 158, Number 32: GOVERNMENT NOTICES

<https://canadagazette.gc.ca/rp-pr/p1/2024/2024-08-10/html/notice-avis-eng.html#na1>

三菱ケミカルリサーチ | カナダ 環境保護法（CEPA）改正の概要 その 1 化学物質管理の優先計画 など

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/parts/news/20231012.pdf>

三菱ケミカルリサーチ | カナダ 環境保護法（CEPA）改正の概要 その 2 リスク管理に関する動向

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/parts/news/20240319.pdf>

三菱ケミカルリサーチ | カナダ 環境保護法（CEPA）改正の概要 その 3 一般国民からのリスク評価要請

<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/parts/news/20240822.pdf>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TN ビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>